

特定行為に、「経口・経鼻気管挿管の実施」および「経口・経鼻気管挿管チューブの抜管」を含めることを強く要望する

理由

1. ICU, CCUおよび外科病棟などで、「経口・経鼻気管挿管の実施」および「経口・経鼻気管挿管チューブの抜管」を行う必要のある術後患者等が、日常的に数多く存在している。

しかし、「経口・経鼻気管挿管の実施」および「経口・経鼻気管挿管チューブの抜管」を行う麻酔医や外科医が、常時いるわけではない。

そこで、特定行為を実施できるうえで必要・十分とされる指定研修を受け、手順書にしたがって看護師がこれを実施できるようにすることが、まさに、患者のための医療をタイムリーに提供することになる。系統的な研修を受けた看護師による「経口・経鼻気管挿管の実施」および「経口・経鼻気管挿管チューブの抜管」の実施により、患者の救急救命につながることはもとより、術後の合併症の減少にもつながり、患者を中心としたチーム医療を進めていく上で、不可欠である。

2. 「経口・経鼻気管挿管の実施」および「経口・経鼻気管挿管チューブの抜管」は、所定の研修を受けた救急救命士にも許されている行為である。

ICU, CCU等での十分の経験があり、さらに、系統的な指定研修を受けた看護師が行う「経口・経鼻気管挿管の実施」および「経口・経鼻気管挿管チューブの抜管」を認めないことは、社会的にも不可解であり、不合理である。

3. 特定行為として行う「経口・経鼻気管挿管の実施」および「経口・経鼻気管挿管チューブの抜管」は、麻酔時は除くものとする。

以上